・各部局からの意見等について

No.	意見等	意見等に対する対応
1	【3ページ】 「…具体の事業として、公共施設の包括管理委託の導入や、「(仮称)草津市立プール」の整備・運営について、PPP/PFIの手法により進捗を図っているところです。」とありますが、草津市で実施を予定している包括管理委託は、本方針にPPP手法として記載されている性能発注による業務委託と異なりませんか。	御指摘を踏まえ、文章の表現を修正いたしました。
2	【14~15ページ】PPP/PFI手法による事業に土地が含まれる場合、土地問題調整会議、公有財産評価委員会、公有財産審議会での審議等土地の処分に関するプロセスをどのように整理されていますか。公共施設整備に関する意思決定がPPP/PFI手法導入検討のどのステップで行われることを想定されていますか。 導入の見込みがあると判断するプロセス(庁議が必要となるか等)を明確にしていただきたい。	御指摘を踏まえ、イメージ図・文章を追加いたしました。
3	【16ページ】 公共建築物の長寿命化については、総務課で計画を立てているため、本方針の対象となる10億円以上の改修工事については、独自に導入を決定するのではなく、長寿命化の計画と整合を図ることとし、本文に下記の文章を追加してください。 「事業発案時における基礎情報等を整理した結果、下記のいずれかの基準に該当したものについては、優先的検討プロセスの対象とします。ただし、公共建築物の改修については、公共建築物全体での費用の平準化を図ることから、検討に当たっては草津市公共施設保全計画等と整合を図るものとします。」	御指摘を踏まえ、文章の表現を修正いたしました。

・行政経営改革推進本部会議幹事会(1/26)における主な意見等について

No.	意見等	意見等に対する対応
1	【3ページ】 これまでのPPP/PFI手法に係る取組として、草津川跡地公園に ついても記載されたい。	御指摘を踏まえ、「本市のPPP/PFIに関する取組」の内容を修正いたしました。
2	【14ページ他】 検討対象事業については、ステップ4の「詳細な検討(導入可能性調査)」段階から、財政運営計画に計上することとなっているが、それよりも前の段階(基本計画の策定段階等)から計上する場合もあるのではないか。	御指摘を踏まえ、ステップ1~3の段階で財政運営計画に計上する場合も想定されることから、イメージ図・文章を修正いたしました。
3	【16ページ】 基準を満たすと、必ず検討の対象となるのか。更新・改修等の事業について、事業の性質やスケジュール等によっては、PPP/PF lの手法の検討を行うことが難しい場合もあると考えている。	御指摘を踏まえ、「優先的検討の対象外とする事業」に、「施設や事業の性質上、PPP/PFIの手法に馴染まない・見込みがない事業」を追加いたしました。
4	【17ページ】 事業手法選択に関するフローチャートについて、出典を記載した 方が良いのではないか。	御指摘を踏まえ、出典を記載いたしました。